

鹿 児 島 県 公 報

令和元年12月24日（火）第67号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	
○鹿児島県卸売市場条例施行規則等を廃止する規則（※）	（農政課取扱い） 1
告 示	
○介護保険法に基づく介護医療院の開設の許可	（高齢者生き生き推進課取扱い） 1
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定	（水産振興課取扱い） 2
○公共測量の実施（2件）	（監理課取扱い） 2
○道路の区域の変更	（道路維持課取扱い） 2
○浄化槽法に基づく指定検査機関の指定の一部改正	（都市計画課取扱い） 2
公 安 委 員 会 規 則	
○鹿児島県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則（※）	（相談広報課取扱い） 3
公 安 委 員 会 告 示	
○遊技機の型式の検定の告示	（生活安全企画課取扱い） 3

規 則

鹿児島県卸売市場条例施行規則等を廃止する規則をここに公布する。

令和元年12月24日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第30号

鹿児島県卸売市場条例施行規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 鹿児島県卸売市場条例施行規則（昭和47年鹿児島県規則第6号）
- (2) 鹿児島県卸売市場審議会規則（昭和47年鹿児島県規則第7号）
- (3) 鹿児島県水産物小規模卸売市場条例施行規則（昭和46年鹿児島県規則第126号）
- (4) 鹿児島県青果物等小規模卸売市場条例施行規則（昭和55年鹿児島県規則第18号）

附 則

この規則は、令和2年6月21日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第592号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和元年12月24日

鹿児島県知事 三反園訓

施 設		介護医療院の開設者			許 可 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
介護医療院悠愛	霧島市隼人町小	医療法人尚愛会	鹿児島市山之口	小田原良治	令和元年	介護医療

	田245番地		町8番1号		12月1日	院サービ ス
--	--------	--	-------	--	-------	-----------

鹿児島県告示第593号

出水郡長島町下山門野2591番地 佐々木正義及び出水郡長島町下山門野1282番地1 竹山近春からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和元年12月24日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 長島町汐見区域（出水郡長島町大字下山門野の地区）
- 2 区分 主としてごち網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第594号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年12月24日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（UAV写真測量）
- 2 作業の期間 令和元年12月13日から令和2年3月13日まで
- 3 作業の地域 湧水町

鹿児島県告示第595号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、薩摩川内市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年12月24日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（天辰第一地区土地区画整理事業 出来形確認測量）
- 2 作業の期間 令和元年12月16日から令和2年3月10日まで
- 3 作業の地域 薩摩川内市天辰町地内

鹿児島県告示第596号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和元年12月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月24日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	知名沖永良部空港線	大島郡知名町大字竿津字上	前	12.5～17.4	259.0
		キシ1499番2地先から同郡	後	12.5～17.4	259.0
		和泊町大字古里字兼久田522番1地先まで	後	11.7～28.1	291.4

鹿児島県告示第597号

平成13年9月25日鹿児島県告示第1263号（浄化槽法に基づく指定検査機関の指定）の一部を

次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和元年12月24日

鹿児島県知事 三反園訓

3の表を次のように改める。

区 分 規模（人槽）	設置後等の水質検査 （浄化槽法第7条）	定 期 検 査 （浄化槽法第11条）	
	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
5人～ 10人	11,000円	4,000円	5,000円
採水員検査の場合	—	3,000円	3,000円
11人～ 20人	12,000円	5,000円	7,000円
21人～ 50人	13,000円	6,000円	8,000円
51人～ 100人	15,000円	8,000円	10,000円
101人～ 500人	17,000円	10,000円	12,000円
501人～1,000人	19,000円	12,000円	14,000円
1,001人以上	21,000円	14,000円	16,000円

公安委員会規則

鹿児島県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月24日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

鹿児島県公安委員会規則第16号

鹿児島県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県警察署協議会に関する規則（平成13年鹿児島県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表伊佐警察署協議会の項中「伊佐警察署協議会」を「伊佐湧水警察署協議会」に改め、同表横川警察署協議会の項を削る。

附 則

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日から令和3年5月31日までの間における改正後の鹿児島県警察署協議会に関する規則別表の規定の適用については、同表伊佐湧水警察署協議会の項中「8人」とあるのは「10人」に、同表霧島警察署協議会の項中「14人」とあるのは「18人」とする。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第95号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和元年12月24日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P ヤッターマン V V V - Y C E	株式会社サンスリー	9P1424
ぱちんこ遊技機	P A スーパー海物語 I N 地中海 S B A	株式会社三洋物産	9P1367
ぱちんこ遊技機	P スーパー海物語 I N ジャパン 2 S T B	株式会社三洋物産	9P1612
ぱちんこ遊技機	P A スーパー海物語 I N 地中海 G O	株式会社三洋物産	9P1419

ぱちんこ遊技機	Pスーパー海物語 I N ジャパン 2 S C B	株式会社三洋物産	9P1529
ぱちんこ遊技機	P A 鉄拳 3 Y	株式会社三共	9P1596
ぱちんこ遊技機	P フィーバーマクロス Δ Y	株式会社三共	9P1560
ぱちんこ遊技機	P 新世紀エヴァンゲリオン シ ト、新生 Y	株式会社ビスティ	9P1592
回胴式遊技機	S パチスロ青鬼 v e r 1 . 0 0 0 L 4	株式会社オリンピア	9S1409
回胴式遊技機	S 花伝 M 9 - 3 0	株式会社アムテックス	9S1503